

小児用新型コロナワクチン接種にかかる問答集（令和4年3月7日時点）

通し番号	受付日	質問	回答
1	2月24日	年齢の基準日はいつの時点か。	<p>年齢の基準日は、「接種を受ける日」となります。</p> <p>※この場合の「年齢」は、年齢計算に関する法律に基づくため、小児用コロナワクチンの<u>接種可能日は、5歳になる誕生日の前日から12歳の誕生日の前々日まで</u>です。</p> <p>例1：平成29年3月12日生まれの方は、令和4年3月11日（5歳の誕生日前日）から接種可能</p> <p>例2：平成22年3月12日生まれの方は、令和4年3月10日（12歳の誕生日の前々日）まで接種可能</p> <p>令和4年3月11日からは12歳以上用を接種</p> <p>（参考）：厚生労働省「全国自治体向け速報Q&amp;A」No.3830</p>
2	2月24日	通し番号1番に関連して、「5～11歳」とは、「5歳の誕生日から12歳の誕生日の前日まで」と考える方も多い。12歳の誕生日の前日に1回目を接種した場合、間違い接種に該当するか。	<p>12歳の誕生日の前日に小児用ワクチンの1回目を接種した場合は、間違い接種に該当することになります。</p> <p>（参考）：厚生労働省「全国自治体向け速報Q&amp;A」No.3881</p>
3	2月24日	1回目の接種後、2回目の接種前に12歳の誕生日がきた場合、接種するのはどのワクチンか。	<p>2回目も、1回目と同じ「5～11歳用」を接種してください。ただし、本人及び保護者の混乱を避ける観点から、できるだけ誕生日をまたいで2回目の接種を行うことがないようご注意ください。</p> <p>（参考）：厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第7版）」p96</p>
4	2月24日	いつから接種してよいか。	<p>ワクチン配送日の翌日以降、接種が可能です。初回配送日時は3月11日（金）午前中または12日（土）午前中です。</p> <p>配送日の午前中に超低温（約-75℃）冷凍庫から取り出し、冷蔵温度帯（2～8℃）で配送するため、室温に戻るのに時間を要する場合があります。そのため、配送日当日ではなく、翌日以降の接種をご検討ください。</p>

通し 番号	受付日	質問	回答
5	2月26日	通し番号4番に関連して、ワクチン配送日の翌日以降接種が可能とのことだが、3月12日午前中発送で、3月12日午後4時頃に接種をしたい場合、薬剤が室温に戻っていれば当日に接種してもよいか。	ワクチンが室温に戻っていれば、3月12日配送日当日午後の接種も可能です。
6	2月25日	<p>(1)12歳の誕生日が近い小児が12歳の誕生日を迎えてから12歳以上用ワクチンを接種する場合、どこに連絡するのか。</p> <p>(2)12歳以上用の接種券を発行してもらうことは可能か。</p>	<p>(1)12歳以上用ワクチンを接種する場合、次の2つの方法があります。</p> <p>①集団接種  予約方法：コールセンター（電話059-327-5990）  ワクチン種別：武田／モデルナ社製 今後、ファイザー社製も検討中</p> <p>②個別接種（医療機関に直接連絡）  予約方法：(a)みたき総合病院（webサイト又は電話059-331-8875）  (b)山中胃腸科病院（来院又は電話059-345-0511）  ワクチン種別：(a)(b)共にファイザー社製</p> <p>※男性の場合、ファイザー社製ワクチンの接種を推奨しています。武田／モデルナ社製に比較して、ファイザー社製の方が心筋炎・心膜炎が疑われた報告の頻度が低い傾向が見られます。</p> <p>(2)接種券及び予診票は、「5歳～11歳用」と「12歳以上用」とで違いはありません。11歳の方が12歳になった場合でも、すでにお持ちの接種券及び予診票を使っただけなので、12歳になった後に再度発行することはありません。</p>

通し 番号	受付日	質問	回答
7	3月2日	2回目接種の際に、体調不良などで接種ができなかった場合に、別日で接種を行うことになった際に、どこかでまとめて接種を行うか。または同院でワクチン接種を行う場合には、廃棄シリンジが多くなる可能性があるがどうか。	小児（5～11歳）の接種については、小児接種協力医療機関様でのみ接種を予定しているところです。つきましては、2回目接種ができなかったなどの理由でシリンジの廃棄が発生してしまうこともやむを得ないとは存じますが、予めキャンセル待ち接種者リストを用意しておく等、可能な範囲で廃棄シリンジが少なくなるようにご配慮いただき、ワクチンの有効活用をいただきますようお願いいたします。
8	3月2日	保護者が同伴できない場合には、委任により祖父母等の同伴は可能か。	原則保護者の同伴が必要ですが、保護者が特段の理由で同伴することができない場合は、お子様の健康状態を普段から熟知する親族等で適切な方が、保護者から委任を受けて同伴することが可能です。その際には、保護者から代理人への同伴委任状、保護者の本人確認書類の写し、予診票への保護者の署名が必要となります。 委任状様式は本市ホームページに掲載しております。 <a href="https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1644972096657/simple/5_15ininjyo.pdf">https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1644972096657/simple/5_15ininjyo.pdf</a>
9	3月2日	被接種者の体格等を理由に医療機関で準備する針・シリンジを使用しても良いか。	シリンジの種類によっては、10回の採取ができない恐れがあり、国から供給されるシリンジについては、10回分/バイアルが接種可能な残液が少ない針付きシリンジとなっております。 なお、国の配布するシリンジを使用せず、独自にシリンジを用意し、接種した後、被接種者に何らかの副反応が生じた場合、予防接種法に基づく健康被害救済制度の対象になるかについては、取り扱いに差異はございません。